

平成 28 年 10 月吉日

入札業社 御中

鹿児島県薩摩川内市原田町 2 番 46 号

社会福祉法人 恩賜
財団 済生会川内病院

施設用度課 課長 山下 宗則
(公 印 省 略)

新館 2 階屋上防水工事について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
早速ですが、当院としましては別紙仕様書の通り工事を計画しております。
つきましては、仕様書を作成しましたので、該当するものであれば下記の書類等を準備され期限までに提出して頂きますようお願い致します。

以上

記

- ・見積書 (税込み)
- ・新館 2 階屋上防水工事提案書及び添付書類
- ・材料や工法が分かる資料 (カタログ等)
- ・応札仕様書

※上記書類は、11 月 2 日に入札会場にて提出願います。
入札場所：済生会川内病院新管理棟 4 階なでしこホール
入札時間：13：30 受付開始 13：45 入札開始

問合せ先

〒895-0074 鹿児島県薩摩川内市原田町 2 番 46 号

社会福祉法人 恩賜
財団 済生会川内病院

TEL0996-22-8961 Fax0996-22-8941

担当者：施設用度課 古川 大

見積もり仕様書

工事件名 : 新館 2 階屋上防水工事 1 式
工事概要 : 新館 2 階指定箇所の屋上防水工事を行う。
工事対象場所 : 薩摩川内市原田町 2 番 46 号 済生会川内病院

1 適用

本見積もり仕様書は、新館 2 階屋上防水工事に適用する。

2 工事内容

- (1) 新館 2 階屋上健診センター脇 (工事範囲図面 1-A)、受電所 (工事範囲図面 1-B) リニアック室屋上 (工事範囲図面 1-C) の防水塗装工事を行う。
高圧洗浄、目地材の撤去と埋め戻し、下地処理、脱気筒設置、その他防水に必要な作業は全て含み、フェンス支柱付け根の腐食折れ箇所の補強修繕も含むものとする。
但し、受電所は 3 項 (1) の提案内容次第でこの限りではない。
工事範囲には受電所エリアのキュービクル基礎、ハト小屋、配線ラック下等も含むものとする。
リニアック室屋上は、診療中は侵入できないため、工事日 (土日祝限定) を当院から指定する。
- (2) 新館 2 階屋上医事管理課待合上 (工事範囲図面 2-D) の防水塗装工事を行う。
高圧洗浄、目地材の撤去と埋め戻し、下地処理、脱気筒設置、トップライト基礎防水、その他防水に必要な作業は全て含むものとする。
- (3) 渡り廊下屋上 (工事範囲図面 2-E) の防水塗装工事を行う。
高圧洗浄、目地材の撤去と埋め戻し、下地処理、その他防水に必要な作業は全て含むものとする。

3 条件

- (1) 新館 2 階屋上受電所の防水工事工法は多様であり、工事業者の実績やノウハウを發揮し技術的工夫の余地が大きい箇所であることから、状況に合わせた工法を提案するものとする。
提案の方法は、“新館 2 階屋上防水工事提案書” に提案内容を記載し、その内容の実績や根拠を示す書類を添付すること。
提案の評価は、“新館 2 階屋上防水工事評価仕様書” の通りとする。
- (2) 屋上防水塗装、外壁塗装共に材料、工法は官公庁仕様 (または同等以上の仕様) とし、見積書と同時に材料や工法が分かる資料 (カタログ等) を提出すること
- (3) 屋上防水塗装仕上げ色は既存 (新館渡り廊下屋上等) 同色とすること
- (4) 請負業者は、作業日を当院と打ち合わせ決定し、作業日の 2 週間前までに工程表・作業時に使用する検査書 (作業完了のチェックリスト等) ・その他当院が必要とし要求する書類を提出すること
- (5) 指定された場所において作業・点検・確認・調整を行い、協力業者にて実作業を行う場合でも、作業責任者は請負業者とし現場立ち会いを行うこと
- (6) 工事中は、患者・来院者・職員に対し安全確保を第一に作業を進めること
通路の通行スペースなどは、随時十分に確保する。
- (7) 工事後に当院立ち会いの元、(4) 項の検査書に基づき完了検査を行う。

- (8) 作業完了検収は、(7) 項を完了し必要事項や取り扱いの説明を行い、その後検収報告書・廃棄物マニフェスト・完成図書（作業報告書・作業時検査書・作業写真・取扱説明書等含む）・その他当院が必要とし要求する書類をファイリングし3部提出した後行う。なお、提出書類に不備がある場合これを却下する。
- (9) アフターメンテナンスや問い合わせ等が発生した時は、迅速に対応できること
- (10) 工事完了後、原則10年間は無償保証期間とし、保証範囲は工事範囲全体とする。
また、保証期間中のトラブル対応は工賃・部品代等原則無償対応とする。
- (11) 過去3年以内に、当院に対して納品または作業の実績があること
但し、実績がなくても施設用度課課長が承認した場合は可とする。
- (12) 見積金額（税抜き本体）は千円単位とし、合計金額は税込み金額にて提出すること
見積もり内訳は、設備費、材料費、労務費、諸経費が分かる内容とすること
- (13) 工事の際に知り得た情報については、第三者に対し絶対に漏洩しないこと
- (14) 本件支払いは、原則検収月末日締め翌月払いとする。
但し、請負金額や当院状況により支払い月の変更を申し出ることもあり得る。
- (15) 作業に関する法令（騒音・振動関連防止法、建築基準法、廃棄物処理法（リサイクル法含む）等）及び社会福祉法人^{恩賜}財団 済生会遵守規程を遵守すること
- (16) 本件は予定価格を設定した一般競争入札による総合評価落札方式とし、必要書類を提出する際は、封書に封印をして提出すること（様式1・2参照）
- (17) 本件を請け負う場合、当院と工事前に工事請負契約書を締結する。
なお、契約条項の中に独立した条項として「乙は、本件契約の履行に当たっては、社会福祉法人^{恩賜}財団 済生会法令遵守規定を理解し、誠実に業務を遂行する。」を記載することとする。
- (18) 本仕様に関して疑義が生じた場合には、その都度当院と相互協議する。

以 上